

地方独立行政法人東京都立病院機構 第2期中期目標（案）

目次

前文

第1 中期目標の期間

第2 都民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 行政的医療や高度・専門的医療等の安定的かつ継続的な提供

(1) 行政的医療の安定的かつ継続的な提供

(2) 各医療の提供

2 災害や公衆衛生上の緊急事態への率先した対応

(1) 災害医療における緊急事態への対応

(2) 感染症医療における緊急事態への対応

3 地域医療の充実への貢献

(1) 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向けた取組

(2) 健康増進及び疾病予防に向けた普及啓発

4 安全で安心できる質の高い医療の提供

(1) 患者中心の医療の推進

(2) 質の高い医療の提供・医療安全管理体制の確保

(3) 患者サービスの充実

5 診療データの活用及び臨床研究・治験の推進

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的・効果的な業務運営

2 人材の確保・育成及び勤務環境の整備

第4 財務内容の改善に関する事項

1 財務内容の改善

(1) 収入の確保

(2) 適切な支出の徹底

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 デジタル基盤の強化・医療 A X の推進

2 施設・設備の整備

3 適正な業務運営の確保

(1) 個人情報保護・サイバーセキュリティ対策の徹底

(2) コンプライアンスの推進

4 積極的な情報発信

5 関係機関との連携

6 外部からの意見聴取

7 中期計画の見直し

前文

令和4年7月、東京都立病院及び公益財団法人東京都保健医療公社が運営する病院等は地方独立行政法人へ移行し、地方独立行政法人東京都立病院機構（以下「法人」という。）が運営する新たな都立病院として、大都市東京を医療で支えるという理念のもと、14病院がそれぞれの機能を発揮し、一体的な運営によるメリットを生かしながら、都民に質の高い医療サービスを提供している。

第1期中期目標期間（令和4年7月から令和9年3月まで）においては、患者の受療行動の変化や物価高騰等により病院を取り巻く環境が厳しさを増す中であっても、救急医療や周産期医療をはじめとする行政的医療を着実に提供するとともに、総合診療医の育成や陽子線治療施設の整備に向けた準備など、東京の医療課題にも率先して取り組んできた。

また、患者・地域サポートセンターを中心とした地域の医療機関との連携強化や患者・家族支援、人材育成等を通じて地域医療の充実に貢献してきた。

さらに、新型コロナウイルス感染症への対応では、重症・中等症患者や小児、妊婦、精神疾患を有する患者等を受け入れるなど積極的に取り組み、令和6年1月に発生した能登半島地震では、医療人材の派遣を行うなど、有事においても公的な病院としての役割を果たした。

今後、高齢化の更なる進展による医療需要の変化、首都直下地震や新興・再興感染症のリスク、生産年齢人口の減少による医療人材の確保難など、多くの医療課題が顕在化することが見込まれる。こうした課題に柔軟かつ迅速に対応していくために、第2期中期目標期間においては、行政的医療の安定的な提供や地域医療への貢献、有事対応力強化の取組を一層推進するとともに、効率的な医療提供体制を構築し、不断の経営努力により、持続可能な運営基盤を確立することが不可欠である。

この中期目標は、医療環境が大きく変化する中であっても、東京都地域医療構想等を踏まえ、行政的医療や急性期を中心とした高度・専門的医療といった都立病院に求められる役割を確実に果たしていくことにより、都民の誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる東京の実現に寄与することを期待するものである。

第1 中期目標の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

なお、上記期間中においても、国や都の医療政策の動向や医療を取り巻く環境変化等により必要が生じた場合には、目標の見直しを行う。

第2 都民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

法人は、質の高い行政的医療等を安定的かつ継続的に提供するとともに、新興・再興感染症や災害への対応など都の医療政策に率先して取り組むことにより、都民の生命と健康を守る使命を果たすこと。

地域の状況に応じた先導的な取組など、地域医療の充実に貢献し、地域包括ケアシステムの深化・推進を支援すること。

「患者中心の医療」を推進し、都民の誰もが安心して質の高い医療を受けられる東京の

実現に向けた取組を進めること。

各病院において、次の表に掲げる主な重点医療等を中心に、一般医療機関では提供が困難な医療など、各地域の事情等を踏まえ、求められる医療や都の政策に沿った医療を提供すること。

東京都地域医療構想や地域の状況を踏まえ、病院ごとに求められる機能や医療需要の変化に応じ、各病院における医療提供体制の最適化を図ること。

施設名	主な重点医療等
東京都立広尾病院	救急医療（三次、熱傷等）、災害医療、島しょ医療、小児医療、精神科身体合併症医療、障害者歯科医療
東京都立大久保病院	救急医療（二次、脳卒中）、腎医療、災害医療
東京都立大塚病院	周産期医療、小児医療、児童精神科医療、救急医療（二次、脳卒中）、がん医療、障害者（児）医療、災害医療
東京都立駒込病院	がん医療（ゲノム、難治性、合併症併発等）、造血幹細胞移植医療、感染症医療（主に一類・二類）、救急医療（二次）、災害医療
東京都立豊島病院	救急医療（二次、脳卒中、急性心筋梗塞）、がん医療、周産期医療、小児医療、精神科救急医療、精神科身体合併症医療、感染症医療（主に二類）、障害者歯科医療、災害医療
東京都立荏原病院	救急医療（二次、脳卒中）、感染症医療（主に一類・二類）、精神科身体合併症医療、小児医療、障害者歯科医療、災害医療
東京都立墨東病院	救急医療（三次、熱傷等）、周産期医療、小児医療、感染症医療（主に一類・二類）、がん医療（合併症併発等）、精神科救急医療、精神科身体合併症医療、障害者歯科医療、災害医療
東京都立多摩総合医療センター	救急医療（三次、熱傷等）、周産期医療、がん医療（精密検査、合併症併発等）、精神科救急医療、精神科身体合併症医療、感染症医療（主に二類）、難病医療、障害者歯科医療、移行期医療、災害医療
東京都立多摩北部医療センター	救急医療（二次、脳卒中、急性心筋梗塞）、がん医療、小児医療、障害者歯科医療、災害医療
東京都立東部地域病院	救急医療（二次、脳卒中、急性心筋梗塞）、がん医療、小児医療、災害医療
東京都立多摩南部地域病院	救急医療（二次、脳卒中、急性心筋梗塞）、がん医療、小児医療、災害医療
東京都立神経病院	難病医療（神経、筋疾患）、災害医療
東京都立小児総合医療センター	小児救急医療（三次）、小児がん医療、周産期医療、小児専門医療（心臓病、腎臓病等）、児童・思春期精神科医療、小児感染症医療、小児難病医療、アレルギー疾患医療、障害児歯科医療、移行期医療、災害医療

東京都立松沢病院	精神科救急医療、精神科身体合併症医療、精神科専門医療（アルコール、薬物依存等）、医療観察法医療、精神障害者歯科医療、災害医療
----------	--

1 行政的医療や高度・専門的医療等の安定的かつ継続的な提供

（１）行政的医療の安定的かつ継続的な提供

高水準で専門性の高い総合診療基盤に支えられた別表に掲げる行政的医療を適正に都民に提供すること。

ア 法令等に基づき対応が求められる医療

精神科救急医療や感染症医療（主に一類・二類）など、法令上又は歴史的経過から、行政の積極的な関与が期待され、都が主体となって担うべき医療を法人が提供すること。

イ 社会的要請から特に対策を講じなければならない医療

都民ニーズ、患者ニーズと比較して、一般医療機関等のサービス提供が質的・量的に不足する医療分野について、都の医療政策を推進する上で担うべき医療を提供すること。

（ア）一般医療機関での対応が困難な医療

難病医療や島しょ医療など、多様なマンパワーの確保や特別な対応が必要で採算の確保が難しいことなどから、民間の取組が困難な医療を提供すること。

（イ）都民ニーズが高く高度な医療水準とそれを支える総合診療基盤により対応する医療

周産期医療（M F I C U、N I C U対応等）やがん医療（難治性、合併症併発等）など、都民ニーズが高く、総合診療基盤に支えられたより高度な医療や、合併症等への対応等、他の医療機関を補完するために担うべき医療を提供すること。

ウ 新たな医療課題に対して先導的に取り組む必要がある医療

小児から成人への移行期の患者や外国人患者に対応するための体制・環境の整備といった、時代に応じた新たな医療課題に対して、一般医療機関の医療提供体制が確立するまでの間対応する医療を提供すること。

（２）各医療の提供

ア がん医療

質の高いがん医療を提供するとともに、一般医療機関では対応が難しい難治性がんや再発がん、合併症を伴うがん患者に対し、高度で専門的ながん医療を提供すること。

都民のがん治療の選択肢を広げられるよう、陽子線治療の開始に向けた準備等を着実に進めること。

精密検査が必要な都民に精度の高い診断を行うなど、早期発見から治療まで、切れ目のないがん医療を提供すること。

イ 精神疾患医療

質の高い精神疾患医療を提供するとともに、一般医療機関では対応が難しい精神科救急医療、精神科身体合併症医療など、専門性の高い精神疾患医療を提供すること。

行動・心理症状が強い認知症患者を受け入れる体制の強化を図ること。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）に基づく精神疾患医療を提供すること。

ウ 救急医療

いつでも、誰でも、その症状に応じた医療を受けられるよう、総合的な救急医療を提供すること。

重症・重篤な患者や一般医療機関では対応が難しい特殊な診療を必要とする患者に対し、高度で専門的な救急医療を提供すること。

エ 災害医療

災害拠点病院等として、都や地域の医療機関等と連携し、災害医療を提供すること。

平時から、災害時における受入訓練や研修等を行い、各病院の災害対応力を強化すること。

法人の施設や人材を活用し、地域の医療機関等も対象に、実践的な訓練や研修を実施し、都全体の有事対応力の向上に貢献すること。

オ 島しょ医療

島しょ地域からの救急患者等を受け入れる体制を確保し、島しょ医療を提供すること。

島しょ地域の医療機関等との連携を強化し、医療人材の派遣やデジタル技術の活用による診療支援等を通じ、島しょにおける医療の充実に向けた取組を推進すること。

カ 周産期医療

妊産婦や新生児に質の高い医療を提供するとともに、一般医療機関では対応が難しいリスクの高い妊産婦等に対し、高度で専門的な周産期医療を提供すること。

地域の医療機関等と連携し、妊産婦等への相談支援を実施するとともに、NICU 等入院児の在宅療養への移行支援や家族へ向けた支援を推進すること。

キ 小児医療

質の高い小児医療を提供するとともに、小児がんなど一般医療機関では対応が難しい高度で専門的な小児医療を提供すること。

重症・重篤な小児患者などに対し、高度で専門的な救急医療を提供すること。

急変時の受入れや相談支援等を通じ、医療的ケア児及びその家族が安心して暮らせる体制づくりに貢献すること。

ク 感染症医療

感染症指定医療機関等において、都内の医療機関の中核的な役割を果たし、都や地域の医療機関と連携しながら、感染症医療を提供すること。

平時から、都や保健所等の関係機関と連携し、専門人材の確保・育成や感染管理の教育、受入訓練を行うなど、各病院における感染症の対応力を強化すること。

法人の施設や人材を活用し、地域の医療機関等も対象に、実践的な訓練や研修を実施し、都全体の有事対応力の向上に貢献すること。

ケ 難病医療

質の高い難病医療を提供するとともに、一般医療機関では対応が難しい難病等に対

する高度で専門的な医療を提供すること。

難病の種別や重症度に応じた相談支援を行うとともに、地域における難病医療の質の向上に貢献すること。

コ 障害者医療

一般医療機関では対応が難しい合併症を有する障害者等に対し、専門的な医療を提供すること。

地域の医療機関等との連携を推進し、地域における障害者医療の質の向上に貢献すること。

サ 総合診療の提供

高齢者救急や在宅医療需要の増加を踏まえ、複数の疾患や多様な背景を有する患者にも適切に対応できるよう、総合診療体制を充実すること。

他の医療機関等と連携し、総合診療医の育成・活用モデルの展開等を通じて、都全体の総合診療医の確保・育成に貢献すること。

シ その他の行政的医療、高度・専門的医療等の提供

難治性のアレルギー疾患医療など一般医療機関では対応が難しい行政的医療を提供し、他の医療機関の補完的役割を果たすこと。

合併症を有する患者等への生殖補助医療の提供をはじめ、新たな医療課題や地域の医療課題に対応するとともに、都の政策に沿った医療に積極的に取り組むこと。

2 災害や公衆衛生上の緊急事態への優先した対応

災害や公衆衛生上の緊急事態に対して、必要な行政的医療等の安定的な提供に努めつつ、法人一体となって対応する体制を確保し、法人自らが適切に対応していくとともに、都の方針の下、優先して取り組むこと。

(1) 災害医療における緊急事態への対応

緊急事態においては、都の方針の下、都や地域の医療機関等と連携しながら、災害医療提供体制を強化するとともに、病床以外のスペースも活用し、重症者等を優先して受け入れるなど、求められる災害医療を確実に提供すること。

(2) 感染症医療における緊急事態への対応

緊急事態においては、東京都感染症予防計画や東京都新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、都や関係機関と連携しながら、感染症医療提供体制を強化するとともに、感染症患者を優先して受け入れるなど、求められる感染症医療を確実に提供すること。

3 地域医療の充実への貢献

(1) 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向けた取組

地域医療の充実への貢献を通じて地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向けた取組を実施すること。

地域の医療機関との役割分担の下、14 病院それぞれの特性を生かした病病連携・病

診連携を一層推進すること。

高齢患者の増加等を踏まえ、地域において不足する医療に対応するとともに、地域の医療機関で対応が困難な患者を積極的に受け入れるなど、地域医療の充実に取り組むこと。

総合診療能力を有する医師の育成など、地域医療人材の確保・育成に取り組み、地域の医療水準の維持・向上を支援すること。

行政機関や地域の医療機関、福祉施設等と連携し、患者とその家族が住み慣れた地域で安心して療養生活を継続することができる環境の整備に貢献すること。

(2) 健康増進及び疾病予防に向けた普及啓発

都民が健康意識を高め、身近な地域で日常から積極的に健康づくりに取り組めるよう、健康増進及び疾病予防に向けた普及啓発を推進すること。

4 安全で安心できる質の高い医療の提供

(1) 患者中心の医療の推進

多職種によるチーム医療の推進などにより、患者の立場に立った質の高い医療の提供に努めること。

医療に関する十分な説明や情報提供を行うとともに、患者の意向を尊重しつつ、医学的根拠に基づく最適な医療を提供できるよう患者の意思決定を支援すること。

(2) 質の高い医療の提供・医療安全管理体制の確保

Q I（クオリティ・インディケーター）などの指標により医療の質を可視化し、継続的な改善に努めること。

医療安全管理体制を確保し、安全で安心できる質の高い医療を提供すること。

院内感染対策を推進し、患者が安心して受診できる環境を整備すること。

(3) 患者サービスの充実

デジタルツールも積極的に活用し、高齢者や障害者、外国人なども含め、誰もが受診しやすい環境を整備するとともに、患者のニーズに応じ、病室等の療養環境の改善を図るなど、患者サービスの向上に努めること。

5 診療データの活用及び臨床研究・治験の推進

電子カルテシステムの標準化・統一化を契機として、法人が保有する豊富な診療データを一元的に管理する仕組みを構築し、臨床研究、医療の質の評価・改善、経営分析等に活用すること。

企業や大学、研究機関等の多様な主体との協働による臨床研究・治験の取組を推進することで、医療の質の向上・発展に貢献すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的・効果的な業務運営

医療環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、医療機能や経営に関する指標及びその目標値を適切に設定の上、目標管理を一層徹底することにより、効率的・効果的に病院運営を行うこと。

A I の活用やタスク・シフト／シェアの推進により、更なる業務の効率化に取り組むこと。

2 人材の確保・育成及び勤務環境の整備

病院経営に精通し、組織を主体的に牽引するマネジメント層をはじめ、社会の要請に応じていく使命感と倫理観を持ち、質の高い医療を安定的かつ継続的に提供するために必要となる職員の確保・育成に取り組むこと。

職員一人ひとりが病院運営に対する参画意識をもち、継続的に業務改善に取り組む組織風土を醸成すること。

職員の能力を最大限発揮でき、意欲的に職務に取り組むことができる環境の整備に努めること。

多様な人材が働きやすい職場づくりを推進するとともに、ライフ・ワーク・バランスの推進やハラスメント対策に取り組み、職員が安心して働ける環境を確保すること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 財務内容の改善

法人の役割を将来にわたり安定的かつ継続的に果たしていくため、収入の確保と適切な支出の徹底に努めるとともに、経営状況を測る指標及びその目標値を適切に設定の上、目標管理を一層徹底することにより、財務内容の改善に取り組むこと。

(1) 収入の確保

診療報酬改定への速やかな対応等により、収入の確保に努めること。

病病連携、病診連携の推進により、患者の受入れを推進すること。

法人が定める料金については、原価等を踏まえて適切に設定すること。

未収金の発生防止等に取り組むこと。

(2) 適切な支出の徹底

診療データの分析やコスト管理などにより、適切な支出の徹底に努めること。

スケールメリットを生かした取組などにより、費用の節減に努めること。

施設や医療機器の整備等、投資の判断については、将来の収支見通し及び費用対効果を踏まえること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 デジタル基盤の強化・医療A Xの推進

電子カルテシステムの標準化・統一化などによりデジタル基盤を強化するとともに、病院運営における医療ＡＸを推進し、ＡＩの活用などによる業務効率化や患者サービス・医療の質の向上を図ること。

２ 施設・設備の整備

東京都立広尾病院、多摩メディカル・キャンパス、東京都立多摩北部医療センター及び東京都立駒込病院における陽子線治療施設について、各施設の整備計画や医療・社会環境の変化等を踏まえ、着実に整備を進めていくこと。

その他の施設・医療機器の整備について、各病院の老朽化の状況や医療機能、地域の医療ニーズ、医療課題、中長期的な財務への影響等を総合的に勘案し、計画的かつ効率的に進めていくこと。

３ 適正な業務運営の確保

（１）個人情報保護・サイバーセキュリティ対策の徹底

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年東京都条例第 130 号）等の法令に基づき、個人情報保護を徹底すること。

サイバー攻撃に対するハード・ソフト両面からのセキュリティ対策を徹底すること。

（２）コンプライアンスの推進

職員一人ひとりが公的医療機関の一員として、法令はもとより行動規範と倫理を遵守し、行動する風土を醸成すること。

４ 積極的な情報発信

法人の運営理念に基づく病院の役割、提供する医療の特色や強み、ＱＩなど、患者や地域の医療機関等が必要とする情報を分かりやすく発信すること。

５ 関係機関との連携

都の関係機関や、他の法人、区市町村等との連携を強化することで、医療提供体制などの一層の充実に努めること。

６ 外部からの意見聴取

法人運営及び病院運営にあたっては、関係団体や地域の医療機関、病院運営や地域医療等に精通した外部の専門家等による意見を聴取すること。

７ 中期計画の見直し

本目標を達成するために法人が策定する中期計画について、国や都の医療政策等の動向や医療を取り巻く環境変化等により必要が生じた場合には、計画期間中においても見直しを行うこと。

【別表】地方独立行政法人東京都立病院機構が担う行政的医療

項目及び考え方		医療課題
ア 法令等に基づき対応が求められる医療	法令上又は歴史的経過から、行政の積極的な関与が期待され、都が主体となって担うべき医療	精神科救急医療 医療観察法医療 結核医療 感染症医療（主に一類・二類） 災害医療
イ 社会的要請から特に対策を講じなければならない医療	都民ニーズ、患者ニーズと比較して、一般医療機関等のサービス提供が質的・量的に不足する医療分野について、都の医療政策を推進する上で担うべき医療	
(7) 一般医療機関での対応が困難な医療	多様なマンパワーの確保や特別な対応が必要で採算の確保が難しいことなどから、民間の取組が困難な医療	小児専門医療（心臓病、腎臓病等） 小児がん医療 児童・思春期精神科医療 難病医療 アレルギー疾患医療（重症、難治性） 精神科身体合併症医療 精神科専門医療（アルコール、薬物依存等） 造血幹細胞移植医療 エイズ医療 救急医療（熱傷等） 障害者合併症医療 障害者歯科医療 島しょ医療
(4) 都民ニーズが高く高度な医療水準とそれを支える総合診療基盤により対応する医療	都民ニーズが高く、総合診療基盤に支えられたより高度な医療や、合併症等への対応等、他の医療機関を補完するために担うべき医療	周産期医療（MFICU、NICU対応等） がん医療（難治性、合併症併発等） 救急医療（三次、CCU、SCU、二次（休日、全夜間））
ウ 新たな医療課題に対して先導的に取り組む必要がある医療	時代に応じた新たな医療課題に対して、一般医療機関の医療提供体制が確立するまでの間対応する医療	移行期医療 外国人患者への医療